

感染症による出席停止について

お子様は、学校において予防すべき感染症(またはその疑い)に罹患されたため、学校保健安全法にもとづき、医師の指示に従って自宅療養されますようお願いいたします。

また、この期間は欠席扱いではありません。なるべく外出を避け安静に過ごしてください。

なお、罹患を確認するため、下記の保護者記入欄へ記入いただき、受診を証明できる診療明細書もしくは薬剤情報提供書等(患者氏名、日付、薬剤名、医療機関名等が明記されたもの)の写しを一緒に添付の上、学校までご提出ください。(提出先：担任 → 教務 → 保健室)

記

【保護者記入欄】

学年・組・番・氏名		年 組 番 氏名	
出席停止期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)	
医療機関名			
○印	病 名	出席停止期間の基準	
第一種	第一種感染 ()	治癒するまで	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す)	
	インフルエンザ (型) (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退した後2日経過するまで	
	結核	感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認めるまで	
その他	その他(コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス)	治癒するまで	
	その他の感染症※ ()	感染の恐れがないと認めるまで	

※その他の感染症とは、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、アデノウイルス感染症などで、医師が感染拡大を防ぐために出席停止が必要と判断したものを記入してください。

上記のとおり診断されましたので、報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名